

社会福祉法人城陽市社会福祉協議会 ソーシャルメディア運用ポリシー

社会福祉法人城陽市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の実施する事業や業務について、より多くの方に情報を発信することで福祉への関心を高めることを目的として、ソーシャルメディアを適正に運用し、閲覧者の誤解や混乱を防ぐため、次のとおり運用方針を定めます。

1. 定義

この基準において、ソーシャルメディアとはLINE、X(旧 Twitter)、Facebook、Instagram、YouTubeなどの、インターネットを利用して情報を発信し、あるいは情報を相互にやり取りする伝達手段を指します。

2. 掲載内容

- (1) 本会の事業活動に関する情報
- (2) 城陽市内の地域福祉に関する情報
- (3) 城陽市共同募金会に関する情報
- (4) 城陽市災害ボランティアセンターに関する情報
- (5) その他、本会が必要と判断した情報

3. 運用方法

- (1) 運用管理者は事務局長、投稿者は職員とし、運用に関する問い合わせ先は本会事務局とします。
- (2) 投稿は原則として、勤務時間内に本会内において不定期に行うものとします。
- (3) 閲覧者からのコメントなどへの対応は原則行いません。掲載内容についてのお問い合わせは、電話・メール等で受け付けます。なお、個人アカウントで登録している関係者については、必要に応じて連絡・調整を行うものとします。
- (4) ソーシャルメディアによってはフォロー機能を有するものがありますが、本会がフォローを返すこと(いわゆるフォローバック)は原則として行いません。ただし、行政機関や他の社会福祉協議会及び本会が認知している団体については、運用管理者の判断により、必要に応じてフォローを行います。
- (5) 運用管理者の判断により、上記の運用方法を変更する場合があります。

4. 禁止事項

閲覧者とのより良い関係を維持するため、以下の行為は禁止します。なお、閲覧者による行為が以下のいずれかに該当する場合、予告なく削除、アカウントのブロック等をする場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など本会または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の許諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) その他、本会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

5. 知的財産権

ソーシャルメディア上に投稿する情報は、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上、認められた行為を除き、無断で転載などを行うことはできません。

6. 免責事項

(1) 本会は、各ソーシャルメディアにおける情報の正確性、完全性等を保証する義務を負うものではありません。

(2) 本会は、閲覧者により投稿された本会の各ソーシャルメディアアカウントに対する返信、引用・再送信、コメント等について、一切責任を負いません。

(3) 本会の各ソーシャルメディアに関連して生じた閲覧者間または閲覧者と第三者との間のトラブル、損害、紛争について、一切責任を負いません。

(4) 閲覧者により投稿されたコンテンツについては、投稿されたことをもって全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む）権利を許諾したものとし、かつ、本会に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

(5) 本会の各ソーシャルメディアのご利用方法、技術的なご質問、システム状況などに関しては、一切お答えすることはできません。

(6) 本会は各ソーシャルメディアアカウントについて、予告なく運用の中止、投稿の削除、各種アカウント自体の削除を行う場合があります。また、上記処置に対して、本会および本会職員はそれらに関するいかなる責任も負うものではありません。

(7) 本運用ポリシーは、本会ホームページ（ウェブサイト）に掲載します。また、必要に応じて予告なく変更する場合があります。

附則

この運用ポリシーは、令和6年11月15日より施行します。